

## 下水処理場工事変更の概要

### 1. 工事名

琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事（基本協定その8）

### 2. 契約の相手方

東京都新宿区四谷三丁目3番1号

日本下水道事業団 理事長 谷戸 善彦

### 3. 工事場所

彦根市 松原町

### 4. 工事の概要

- ① 水処理施設 B-1系4～6号池の機械・電気設備の再構築  
処理能力 15,750 m<sup>3</sup>/日  
最初沈殿池・生物反応槽・最終沈殿池の機械・電気設備
- ② 汚泥処理施設の機械・電気設備の再構築  
汚泥濃縮設備、脱水設備
- ③ 既設機械・電気設備の再構築  
監視制御装置、沈砂池設備

### 5. 工期

平成22年6月21日～平成25年3月31日

### 6. 契約締結年月日

平成22年6月21日

### 7. 協定金額

変更前協定額	2,000,000 千円
変更後協定額	1,477,093 千円
変更額	△ 522,907 千円

### 8. 変更理由

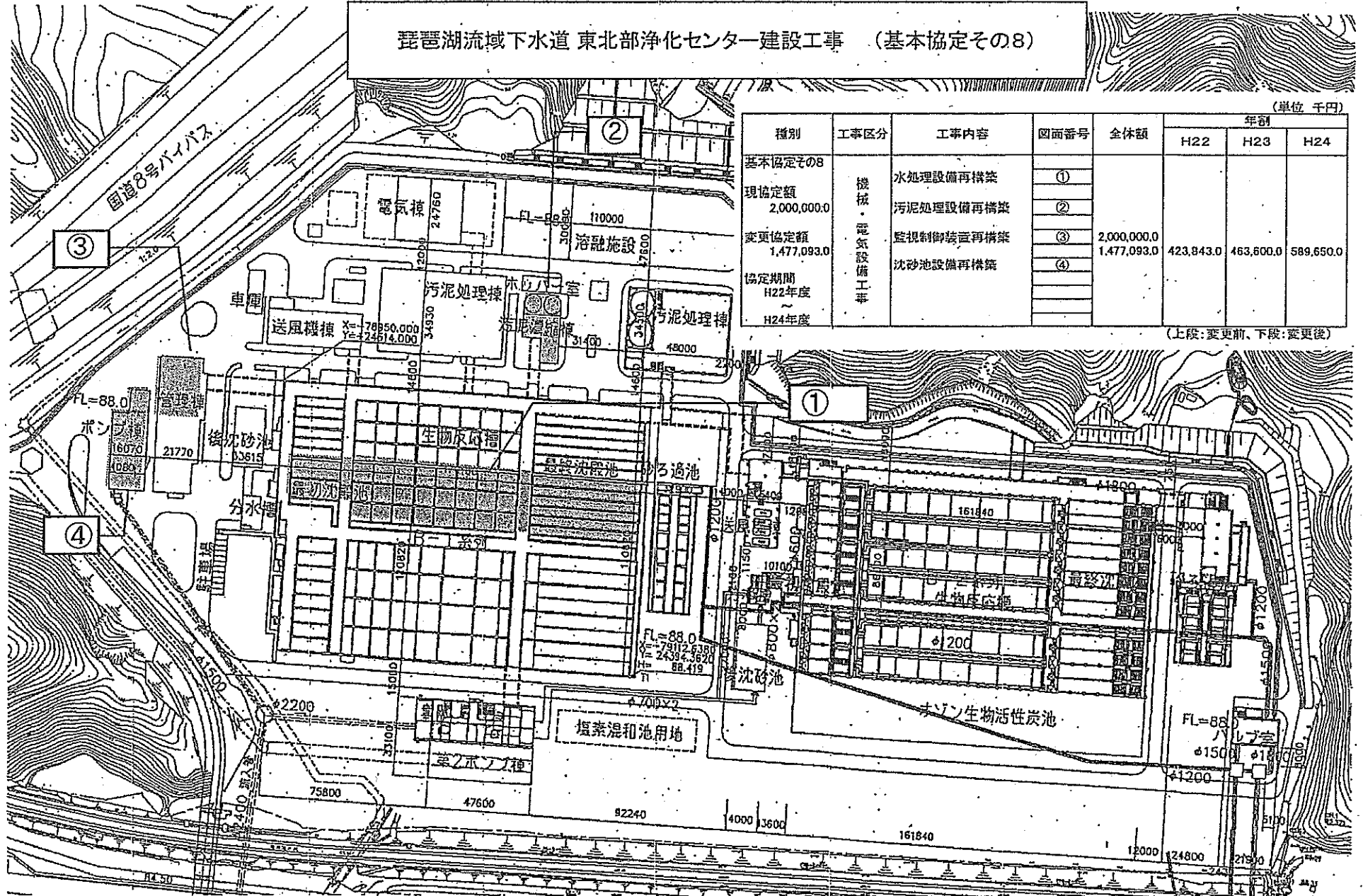
現地精査、入札差金等による減額変更。

琵琶湖流域下水道 東北部浄化センター建設工事 (基本協定その8)

(単位 千円)

種別	工事区分	工事内容	図面番号	全体額	年割		
					H22	H23	H24
基本協定その8	機械・電気設備工事	水処理設備再構築	①	2,000,000.0	423,843.0	463,600.0	589,650.0
現協定額 2,000,000.0		汚泥処理設備再構築	②				
変更協定額 1,477,093.0		監視制御装置再構築	③				
協定期間 H22年度 H24年度		沈砂池設備再構築	④				

(上段:変更前、下段:変更後)



**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成24年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

**1. 市町が負担する部分**

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	1/2		1/2		
	国費		市町負担金		
			A市	B市	C町

関係市町の負担割合は汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

**2. 負担すべき金額**

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	48,462,200
近江八幡市	33,741,600
草津市	55,822,500
守山市	36,139,900
栗東市	38,000,650
甲賀市	44,823,400
野洲市	33,907,000
湖南市	37,090,950
東近江市	58,965,100
日野町	13,356,050
竜王町	13,190,650
計	413,500,000

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	35,359,100

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	145,886,850
長浜市	162,274,140
東近江市	25,446,930
米原市	44,898,510
愛荘町	34,950,670
豊郷町	9,503,740
甲良町	10,569,580
多賀町	10,569,580
計	444,100,000

○湖南中部処理区（守山栗東雨水幹線）

市町名	負担金額(円)
守山市	65,640,684
栗東市	59,867,316
計	125,508,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	33,935,500

<b>4処理区合計</b>	<b>1,052,402,600 円</b>
---------------	------------------------

**3. 根拠法**

下水道法  
 (市町村の負担金)  
 第31条の2 第3条第2項又は第25条の2第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。  
 2 前項の費用について、同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき  
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成24年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
大 津 市	83,821,300
彦 根 市	145,886,850
長 浜 市	162,274,140
近 江 八 幡 市	33,741,600
草 津 市	55,822,500
守 山 市	101,780,584
栗 東 市	97,867,966
甲 賀 市	44,823,400
野 洲 市	33,907,000
湖 南 市	37,090,950
高 島 市	33,935,500
東 近 江 市	84,412,030
米 原 市	44,898,510
日 野 町	13,356,050
竜 王 町	13,190,650
愛 荘 町	34,950,670
豊 郷 町	9,503,740
甲 良 町	10,569,580
多 賀 町	10,569,580
計	1,052,402,600
<p>ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。</p>	